

介護保険事業計画のポイント

介護保険制度の運営は、中野区介護保険事業計画(3年ごとに見直し)にもとづき運営されています。

令和8年度の主な変更点

- 介護保険施設入所時の食費と居住費の一部の負担限度額が変更になりました(令和8年8月より)。

もくじ

はじめに

- 介護保険のしくみ ③
- 保険料の決め方・納め方 ④

申請

- サービスを利用するには ⑦
- 要介護認定の申請のしかた ⑧

費用

- サービスにかかる費用 ⑪

種類

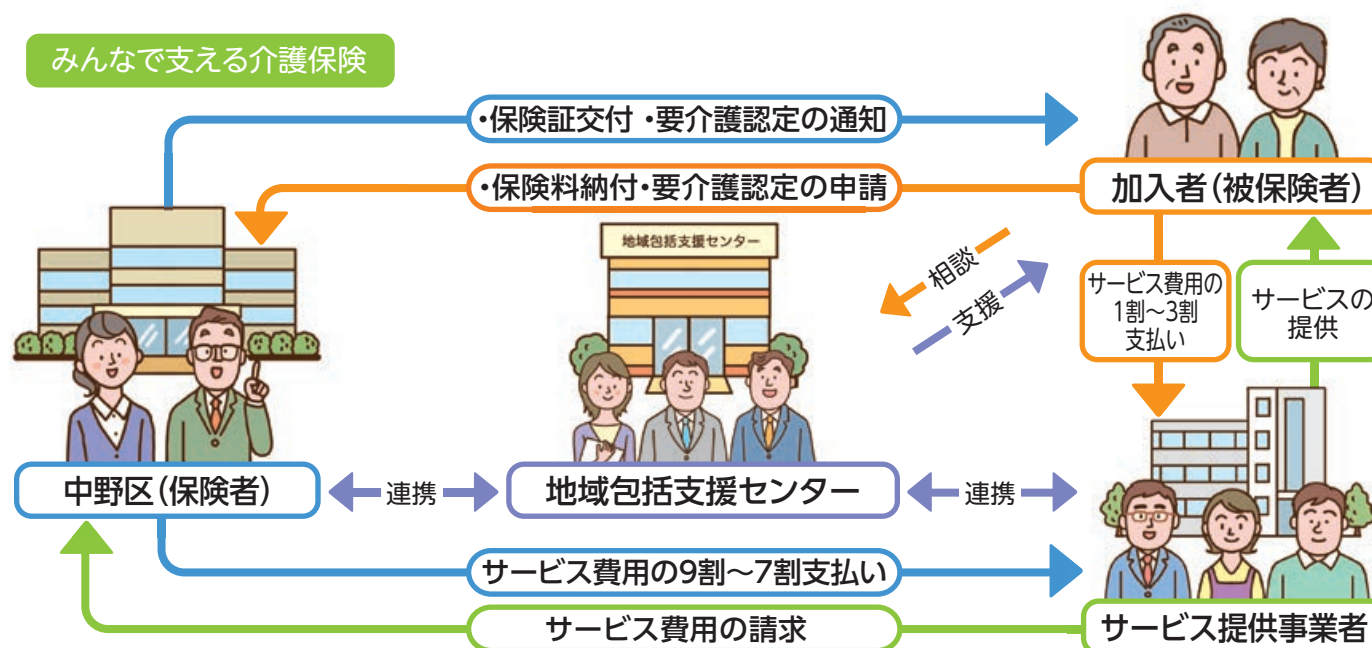
- ケアプランを作成し、サービスを利用します ⑫
- 介護予防・日常生活支援総合事業 ⑭
- 通所による支援サービス ⑯
- 一般介護予防事業(一般の高齢者の方向け) ⑯
- 訪問による支援サービス ⑰
- 介護サービス・介護予防サービス ⑱

その他のサービスなど

- 介護サービスを利用して、困ったことやトラブルがある場合は… ⑳
- 介護保険給付外の高齢者在宅サービス ㉓

介護保険のしくみ

介護保険は、みなさんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。運営は中野区が主体となって行い、40歳以上の方が加入者として保険料を出し合って、介護を必要とする方がサービスを利用できるしくみになっています。



介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の方 (第1号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方です。

(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。)

保険証は65歳の誕生日前に交付されます。

医療保険に加入している 40～64歳の方 (第2号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

**加齢に伴って生じた病気(特定疾病)により
介護が必要と認定された方です。**

保険証は、要介護、要支援の認定を受けた方などに交付されます。

特定疾病

- がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

負担割合証が
発行されます

要介護・要支援の認定を受けた方、または事業対象者の判定を受けた方に、サービスの負担割合(1割～3割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。